

青森市障がい者総合プランの一部改定について

一部改定の経緯及び主な内容

一部改定の経緯

「青森市障がい者総合プラン」は、計画期間を平成28年度から令和2年度までの5年間としており、令和3年3月で計画期間満了を迎える。
本プランは、旧総合計画後期基本計画を上位計画として策定したが、平成31年2月に策定した青森市総合計画前期基本計画（計画期間は令和元年度から令和5年度までの5年間）に掲げた「基本方向」及び「主な取組」と整合性が図られていることから、本プランと青森市総合計画前期基本計画の計画期間の終期を合わせるとともに、一部文言や目標とする指標等の修正・追記を行うものである。

一部改定の主な内容

- ・青森市総合計画前期基本計画の終期と合わせ計画期間を令和5年度まで延長
- ・統計数値等の時点修正（人口、人口構成、出生数など）
- ・青森市総合計画体系図に合わせた相関図の修正
- ・平成28年5月の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行により、計画の策定が努力義務とされた「市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を本プランと一体的に策定
- ・目標とする指標及び目標値の修正
- ・現プランに関連する法改正・条例制定等に伴う記載内容の追記

第1部 総論

1 プラン策定の趣旨

障がいのあるかたが、自ら望む自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスの充実を図るとともに、障がいの有無に関わらず、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる社会の実現を目指し、「青森市障がい者総合プラン」を策定した。

2 プランの位置付け

- ・障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」
- ・青森市総合計画前期基本計画の個別計画
- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく「市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」

3 プランの期間

平成28年度から **令和5年度**まで（8年間）

4 プランの推進

本プランの推進に当たっては、施策の進捗度を測るために設定した「目標とする指標」の達成度などにより、「青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会」において、継続的にプランの進捗状況の評価及び検証を行い、必要に応じてプランを見直す。

第2部 各論

第1章 互いを尊重し支え合う社会の形成

- 障がいに対する理解の促進
- 権利擁護の推進
（青森市成年後見制度利用促進基本計画に位置付ける）

主な目標とする指標	基準値	R2目標値	R5目標値
ノーマライゼーションに対する満足度	17.3% (R1)	—	27.7%

第2章 障がいのあるかたの地域生活支援の充実

- 生活支援の充実
- 人材の育成と確保
- 地域生活支援サービスの充実
- 保健・医療の充実

主な目標とする指標	基準値	R2目標値	R5目標値
障がい者福祉に関する相談者数	1,551人 (H26)	1,921人	1,989人

第3章 障がいのあるかたの自立した生活の確保

- 療育・教育の充実
- 雇用・就業の促進
- 社会参加・参画の促進

主な目標とする指標	基準値	R2目標値	R5目標値
障害児通所支援事業の利用者数	9,696人 (R1)	—	15,624人

第4章 障がいのあるかたの安全・安心な暮らしの確保

- 生活・住環境の整備
- 安全・安心なまちづくりの推進
- 情報バリアフリー化の推進

主な目標とする指標	基準値	R2目標値	R5目標値
避難行動要支援者における障がい者の同意割合	13.6% (H26)	17.5%	17.5%

